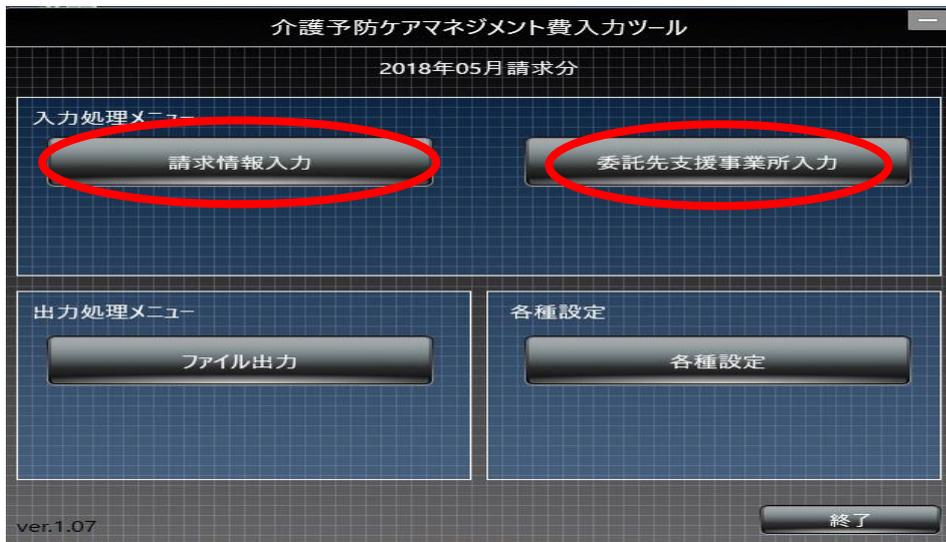


短期集中型サービス事業におけるマネジメント請求システム入力について

※短期集中型サービス事業については、委託事業であるため、給付管理請求は使わず、マネジメントAに対するマネジメント請求のみの判断となる。サービス事業所から市へ直接請求。市は、マネジメント請求とサービス事業所からの請求を突合する。

①マネジメント費請求における短期集中型サービス事業であることがわかるように、短期集中型サービス事業利用者については、「介護予防ケアマネジメント費入力ツール」の入力処理メニューの通常入力する「請求情報入力」に利用者情報を入力後、「委託先支援事業所入力」にて同じように、利用者情報を入力する。(両方に入力した利用者が短期集中型サービス事業を利用した方と判断される)



・利用者情報入力画面

